

ポリビアを原産地とするめばちまぐる及びその調製品の二号承認制移行について ①

輸入注意事項15第33号 (15. 6. 19)

改正①輸入注意事項17第37号 (17. 7. 25)

平成15年6月19日付け経済産業省告示第226号(輸入公表の一部を改正する告示)により、上記貨物の輸入については、平成15年7月10日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、平成15年7月10日以降の当該貨物の輸入については、平成15年7月9日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けて下さい。ただし、ポリビアを原産地とし、かつ大西洋を漁獲海域とするめばちまぐる及びその調製品については下記「措置の内容」とおり取り扱うこととします。

なお、平成15年7月10日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年7月9日以前に船積みされた場合には、二号承認を要しないこととします。この場合、当該貨物が冷凍のめばちまぐるである場合には、平成15年7月9日以前に船積みされたことを証する書類(船荷証券又は航空機の場合は Air Way Bill)を添付して事前確認申請を行って下さい。また、当該貨物が生鮮又は冷蔵のめばちまぐるである場合には、平成15年7月9日以前に船積みされたことを証する上記書類を税関に提出し、確認を受けて下さい。

措置の内容

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の勅告の趣旨に沿って、ポリビアを原産地とし、かつ大西洋を漁獲海域とするめばちまぐる及びその調製品の輸入を禁止することとする。

このため、ポリビアを原産とするめばちまぐる及びその調製品を輸入貿易管理令に基づく輸入承認の対象とし、大西洋を漁獲海域とするものについては、原則として承認しないという運用を行う。

なお、二号承認申請を行うにあたっては当該貨物が大西洋を漁獲海域としないことについて、予め農林水産省水産庁資源管理部遠洋課の確認を受けて下さい。

本件措置は、平成15年7月10日から施行されるものである。